

警備業におけるトラックを起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	労 働 者 規 模
2	7~8	通勤中に高速道路を通行中、渋滞していた為、停止しようとしたら前方不注意のトラックに追突された。	63	10 ～ 29
2	7~8	通勤中に高速道路を通行中、渋滞していた為、停止しようとしたら前方不注意のトラックに追突された。	67	10 ～ 29
2	7~8	通勤中に高速道路を通行中、渋滞していた為、停止しようとしたら前方不注意のトラックに追突された。	62	10 ～ 29
2	7~8	通勤中に高速道路を通行中、渋滞していた為、停止しようとしたら前方不注意のトラックに追突された。	60	10 ～ 29
3	21~22	交通規制設置作業時にトラックの荷台でカラーコーンを手渡す作業中、車両が動いたことによりバランスを崩し転倒、右肩と首を打撲する。	36	50 ～ 99
3	10~11	業務が終了し、原付バイクにて帰宅中、渋滞していた車列の間から飛び出し、北進してきた軽トラックと衝突する。	18	50 ～ 99
3	0~1	交通誘導警備に従事していたところ、前方確認を怠った軽トラックに衝突され、左足関節開放骨折及び脾損傷を負い救急搬送された。	37	50 ～

				99
5	8~9	標識車への規制標識の積み込み作業が完了した為、右手で規制標識を掴み、あおりに足をかけて荷台左側から降りようとしたところ、規制標識がぐらついた為に体勢を崩して背中から地面に落下した。肩に痛みがあったが、その後、痛みが治まらなくなった。	65	10 ~ 29
6	16~17	放置自転車撤去作業に従事中、搬送のトラック荷台から飛び降りた際に、踵を痛めて負傷した。	61	50 ~ 99
6	9~10	道路での勤務に就いた時、ダンプの荷台から飛び降りた際、路上アスファルトに右足かかとを強打し、骨折をしてしまった。	63	50 ~ 99
7	13~14	製品倉庫内でフォークリフトを使用して製品の積み込み運搬作業中、保管ラック上段への積み込み後、フォークリフトのマストを下げ忘れ、上死点まで上昇した状態でバック走行をしていた時、倉庫天井の鴨居にマストが衝突。その衝撃でフォークリフトが前方に倒れ、その反動でオペレーターがバック走行していた方向に投げ出され、倉庫床面に背中と左肘を強打した。	67	100 ~ 299
7	15~16	外出のため、事務所を出た時、雨のため濡れていた玄関ポーチで足を滑らせて転倒した。その際左足首を骨折した。原因雨のため滑りやすくなっていた事に気付かず、小走りに不用意に歩いたため。	65	10 ~ 29
7	9~10	当社宿舍の空き部屋を従業員3人で清掃中、後ろ向きのまま後ずさりをした時、備え付のベッドの角に臀部（肛門部）を打ち尿道損傷を負った。	40	50 ~ 99
7	1~2	現金補填作業終了後、第3駐車場内にて駐車中の現送車の助手席に乗車しようとした際、右手をピラーにある持ち手に掴まり右足を助手席床面に乗せようとした時左膝に強い痛みが生じたもの。	49	100 ~ 299
7	17~18	当社駐車場にて、2tトラックに資材積込及び整理中、トラック荷台アオリに片足を乗せ作業を実施した際、アオリに乗せていた片足が滑り、転倒し胸を強打した。	62	30 ~

				49
7	3~4	補修工事の鉄筋を現場の所に持っていき、トラックより降ろそうとした時に、誤って、鉄筋が落ちてしまい、右腕を打撲。	40	30 ～ 49
7	1~2	19.8KP走行車線において、設備機器点検実施に伴う、規制設置中に貨物車（2.75t）が追突して巻き込まれた。	54	10 ～ 29
7	1~2	19.8KP走行車線において、設備機器点検実施に伴う、規制設置中に貨物車（2.75t）が追突して巻き込まれた。	40	10 ～ 29
7	13～ 14	工事機材をパワーゲートで積んだ後、パワーゲートを降ろさずに飛び降りたところ、着地の際に左足膝部をひねって受傷する。尚、当社では交通誘導以外での業務を禁じており、受傷者本人も承知していた。	32	50 ～ 99
9	9～ 10	道路新設工事に伴う、道路標識設置工事の現場にいたところ、道路工事に従事する大型ダンプカーが山砂を積み現場内に侵入し、運転手が被災者に気づかず、後進して接触しタイヤの下敷きになった。	69	10 ～ 29
10	10～ 11	伐採作業現場にて、板を積むためにバックで3tダンプがCの方向から侵入した。現場は通行止め迂回誘導を実施している道路上であった。Cより無線でダンプの進入を聞いたAはA'の位置へ移動し、バック誘導を開始した。工事（進行方向）を確認している最中にA'の後より3tダンプが衝突したため転倒した。転倒した被災者の左腰付近にダンプの巻き込み防止装置が衝突し、乗り上げた。そのことに気づいた運転手が停止し、被災者の確認をした。	38	100 ～ 299
10	13～ 14	矢板を取ろうと車の荷台に上がり、矢板を持って降りる際、荷台から飛び降りて着地した時に右足をくじき骨折した。	55	30 ～ 49
10	22～ 23	交差点付近でカラーコーン、バーを荷台に乗って降ろしている際に、足を滑らせて規制車から落下した。落下した際に、縁石に足をぶつけた。	53	50 ～

				99
10	9～ 10	整備中にA運転のトラックがバックし被災者に衝突、受傷したもの。被災者は所定の位置で業務に従事し、Aが後方の確認を怠った事が事故の原因。	64	30 ～ 49
11	13～ 14	芝刈り現場にて交通誘導に従事していた。昼食後、午後からの作業準備のため、資機材を取ろうと作業車両荷台に上がろうとした際、足を滑らせ左脇腹をトラックの荷台の一部分のあおり手すりにて強打した。当日は打撲程度と思い通院しなかったが、後日救急搬送され、骨折との診断を受けた。	42	100 ～ 299

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to : https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html